

# 浦安バレエアカデミー 後援会 会則

施行日 平成27年12月23日

第1条 本会は、浦安バレエアカデミー後援会と称する。

第2条 本会は、浦安バレエアカデミー後援会 会長住所を所在地とする。

第3条 本会は、浦安バレエアカデミー（以下、教室と称する）運営者、指導者と所属する生徒との連絡を密にし、相互の理解と協力によって教室の維持発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会の会員は、教室の生徒ならびに未成年の生徒の保護者によって構成される。生徒ならびに未成年の生徒の保護者は、教室入会と同時に、自動的に本会へ加入することと定める。

第5条 本会の事業は、次のとおりとする。

(1) 教室の充実及び発展に関すること。(2) 教室と生徒ならびにその保護者との連絡や懇談に関すること。

(3) 教室の援助ならびに発表会、その他行事の補助に関すること。(4) その他、本会の目的達成のために必要なこと。

第6条 本会の経費は、後援会費、その他の雑収をもって充てる。本会会員は、半期に6,000円、年額12,000円の会費を納入するものとし、会費の徴収は、教室に委託する。会費の徴収時期は1月（1-6月度分）と7月（7-12月度分）とする。本会の会計は、毎年1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

第7条 本会の会員は、教室を退会した場合には、その資格を喪失する。

第8条 本会には次の役員を置く。(1) 会長 1名、(2) 副会長 1名、(3) 補佐 3名以下

第9条 会長ならびにその他役員は、教室運営者が指名し、相互話し合いの上、決定する。

第10条 会長は、会務を統轄し、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。補佐は会務を補佐し、事業を推進する。

第11条 本会の役員の任期は基本3年までとし、教室運営者による指名の時から、3年後までとする。ただし、再任を妨げない。また、補充による役員の任期は、残任期間とする。

第12条 本会の役員は、すべて名誉職とし、これに係る一切の報酬、教室に関する便宜供与は受けない。

第13条 本会を運営するために、次の機関を置く。(1) 総会 (2) 役員会。総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。役員会は、第8条の役員をもって構成する。

第14条 総会は、原則として年1回発表会の開催約1か月前に開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

平成27年12月23日

浦安バレエアカデミー後援会